

# 狛江市教育振興基本計画

平成23年3月

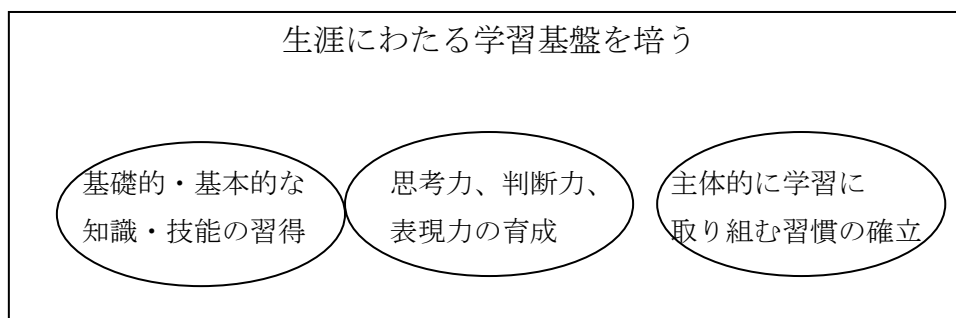
狛江市教育委員会

## はじめに

昭和 22 年 3 月に公布・施行された教育基本法は、民主的教育、教育機会の均等などの教育理念を示し、戦後の教育の発展の根幹を成してきました。

しかし制定後約 60 年が経過しており、この間の教育を取りまく様々な変化への対応と、更に大きな変化が予想されることからこれからの時代に向けた新しい教育理念を示した教育基本法が平成 18 年 12 月に制定されました。

新しい教育基本法の第 17 条第 2 項には、「地方公共団体は地域の実情に応じ当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。」と示されています。教育の充実発展は国の重要施策であると共に、各自治体にとっても同様です。狛江市でも常に市の重要な政策課題とされています。一方社会の様々な変化を受けて教育改革も急速に進み、平成 19 年 6 月の学校教育法の改正では義務教育の目標が 10 項目にわたって規定されました。また、平成 20 年 3 月に改訂された学習指導要領では『生きる力』をはぐくむことを目指して、①基礎的・基本的な知識、技能の確実な習得 ②課題解決に必要な思考力、判断力、表現力などの育成 ③主体的に学習に取り組む習慣の涵養が強く求められています。



この学習指導要領は小学校が平成 23 年度、中学校が平成 24 年度から本格実施となっておりますが、既に移行期間としての取り組みが平成 21 年度から進められています。

このような中で、改めて狛江市の教育理念と中期・長期の教育主要施策を明らかにしてこれからの教育活動を進めるため、狛江市教育振興基本計画を策定しました。

<教育基本法の抜粋>

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 【目次】

第1章 基本計画の位置づけ	1
第2章 狛江市の教育の概要	
1 狛江市の歴史と自然	2
2 狛江市の教育の沿革	2
(1) 学校教育について	2
(2) 社会教育について	3
3 狛江市の教育をめぐる現状と課題	5
(1) 学校教育について	5
(2) 社会教育について	11
第3章 狛江市の教育理念	15
第4章 基本施策	
1 教育目標と基本方針	16
(1) 教育目標	16
(2) 基本方針	17
2 基本計画の体系図	18
3 施策展開	20
(1) 心と体の健やかな成長を実現するための施策	20
(2) 社会力を身に付けるための施策	25
(3) 学力を確実に身に付けるための施策	29
(4) 豊かな創造力と個性を伸ばすための施策	34
(5) 教育支援の輪を拡げていくための施策	37
(6) すべての世代にわたる市民のための学習環境を整備する施策	39
○ 用語の説明	42
資料編	
1 狛江市教育振興基本計画策定委員会開催状況	48
2 狛江市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	49
3 狛江市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	50
4 狛江市教育振興基本計画実務担当者会議設置要領	51
5 狛江市教育振興基本計画実務担当者名簿	52
6 市民説明会	52
7 諸団体への説明会	53
8 パブリックコメント	53
9 児童・生徒からの感想、質問、意見等のアンケート	53

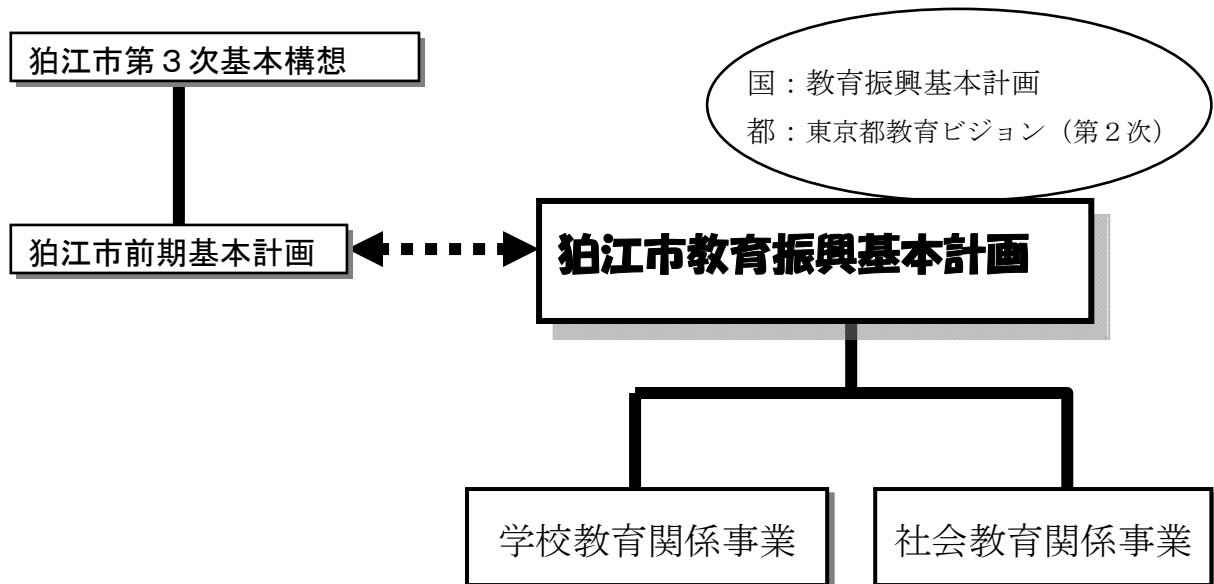
# 第1章 基本計画の位置づけ

## (1) 位置づけ・期間

本基本計画は、狛江市の第3次基本構想・前期基本計画との整合を図るなかで、狛江市教育委員会が所管する施策について計画を策定しました。

平成23年度を初年度とし、今後10年間を通じてめざす教育の姿と、それを具現化するための施策展開の方向性を明確にし、今後5年間に優先して取り組む具体的な施策を示しています。

ただし、法律等の改正や社会情勢の変化、狛江市後期基本計画の策定の際など、必要に応じて見直しを図ります。



## (2) 各施策の点検及び評価

本基本計画を実効あるものとし、重点施策を含む各施策を効果的に推進するために成果や課題を分析し、その結果を反映していくことが大切です。そのため教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき各施策の自己点検及び評価を行ない、「狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会」による審査を受け、その内容を報告書にまとめ市議会に報告するとともに、市民へ公表をしていきます。

## 第2章 狛江市の教育の概要

### 1 狛江市の歴史と自然 ■■■■

多摩川の豊かな恵みとともに発展した狛江は、古くから人々が定住し、いたるところに集落跡や古墳等の遺跡が点在しています。このため今でも発掘調査時には古代の人々の住居跡等が発見され、出土した沢山の土器等は文化財として保管されています。

また、奈良時代に高僧良弁僧正の雨乞いにより湧き出したと伝えられる泉龍寺弁財天池や『万葉集』東歌の一首を詠んだ歌碑があるなど歴史のロマンにあふれています。

市の南部を流れる多摩川は広い川幅と空間を持ち、スポーツで汗を流す人々や散策する人々など、多くの市民に身近な憩いの場として親しまれています。さらに、市の北部を流れる野川は水と直接触れ合いながら散策ができる場所であり、四季折々の変化を身近に親しめる川です。このいずれの川も狛江の子どもたちの成長と学習に大きな役割を果たしています。

市の大動脈である小田急線は昭和2年に開通し、平成6年3月には念願の高架複々線化が完了しました。同時に進められていた狛江駅北口地区の再開発により、狛江駅前にあった狛江第一小学校が昭和62年4月に現在の位置に移転しました。

### 2 狛江市の教育の沿革 ■■■■

#### (1) 学校教育について

狛江市での最初の学校であり、狛江第一小学校の前身である観聚学舎は泉龍寺の衆寮堂で、明治5年に設立されたと言われていています。従って、狛江第一小学校は都内でも屈指の歴史を持つ小学校です。明治22年の町村制の施行により狛江村立尋常小学校となり、次いで教育年限が6・3制となった昭和22年、尋常小学校が狛江小学校になったと同時に、狛江中学校が新たに設立されました。

狛江の教育は、時代の要請と教育の重要性を認識していた多くの人たちの努力と支援により、教育の一貫した発展・充実が図られてきました。

昭和62年、狛江第一小学校は狛江駅北口地区再開発事業のため、元和泉一丁目から現在の和泉本町一丁目に移転しました。狛江第一小学校がこの場所にあ

った106年の間、ここで学んだ多くの子どもたちの胸にいろいろな思い出を刻んだ事をいつまでも大切に残しておこうとの思いから、平成16年6月、卒業した人達が相談して、桜と月桂樹の木を植え、記念のモニュメントを建てました。

狛江市は、新宿から近距離にあり、交通の至便さと住宅地としての良好な環境が評価され、それに伴い戸建て住宅や集合住宅の建設が相次ぎ居住者が増えました。

これにより昭和40年代から小学生（以下「児童」という。）・中学生（以下「生徒」という。）の数が急増し、児童数は昭和52年には最高の7,100余名となり学校数は8校、生徒数は昭和57年に3,100余名で学校数は4校となり、小学校・中学校を合わせた12校体制が平成12年度まで続きました。しかし、児童・生徒数の増加傾向は緩やかになりやがて減少傾向に転じました。

教育委員会では将来の狛江市の小・中学校の適正規模と適正配置を検討するため「狛江市立小・中学校適正規模等検討委員会」を設け、平成6年7月「狛江市立小・中学校の適正規模とその維持に関する具体的な方策について」の諮問を行い、平成9年2月に答申を受けました。

この答申に基づき、平成13年4月と平成17年4月に小学校を統合し、現在は小学校が6校、中学校が4校で合わせて10校となっています。

人口は狛江市全体では微増傾向ですが、東京都教育委員会が毎年作成する「教育人口等推計報告書」による今後5年間の予測では、平成27年度までは大幅な増減はありません。しかし、将来を見据えた中学校の再編は教育施策を進める上において大きな課題となっています。

このような歴史的経過を踏まえ、今後とも狛江市民の期待と協力に応えられる教育を発展させていくことが求められています。

## （2）社会教育について

社会教育関係の団体としての大きな役割を担っていた青年団や婦人会等の活動の場の一つは、戦前から学校であり、戦後もしばらくは狛江第一小学校と狛江第一中学校が、その活動の場の中心を担っていました。

昭和28年、「青年学級振興法」が制定された年に、狛江でも勤労青年のための社会における学校としての青年学級が開設されました。昭和32年に町役場の旧庁舎を使い「狛江町公民館」と称して使用開始されたのが始まりです。

昭和41年に集会所（学習室・和室・調理室・事務室）が建設され、事務室に併設された水曜図書室（蔵書約300冊）は昭和43年にはいずみ図書室（蔵書5,000冊）となりました。

専任の社会教育主事の着任と施設の充実により、事業内容がそれまでの婦人

や青年を対象としたものに留まらず、子ども会や社会体育の分野へと広がり、今日の社会教育全般の基礎が出来上がったのがこの頃といえます。

昭和48年1月、「公民館の要素をもった建物」として、定員500人のホールを有した狛江市では初めての本格的集会施設としての福社会館が開館しました。

昭和51年、野川地域センターが開館し、52年に上和泉、53年に岩戸、58年に南部の各地域センターが開館しました。図書館も、分館が福社会館と各地域センター開館とともに併設されました。

狛江市立公民館は、昭和52年4月に、社会教育法第24条の規定に基づいて条例設置され、4月に福社会館分館と野川分館、7月に上和泉分館が地域センターに併設され、さらに11月に中央公民館と中央図書館が開館しました。この二つは市民センターの建物の中に置かれています。その後、昭和59年に市民プール、昭和61年に市民総合体育館、平成7年に市民ホール（エコルマホール）が開館し、順次社会教育施設の整備が進みました。

当初は6館構想だった公民館ですが、中央公民館と西河原公民館（福社会館）の独立2館体制となりました。図書館も分館の位置付けをなくし、西河原図書室、各地域センター図書室とされました。

あいとびあセンター（健康福社会館）の建設に伴う福社会館の取り壊しにより、福社会館内に置かれていた西河原公民館は、平成6年5月、新西河原公民館として新たに開館しました。

平成13年度に学校の放課後開放事業である子どもフリースペースを開始し、平成14年には古民家園を開園しました。平成17年には新子どもフリースペースを開始しています。

狛江市の財政が厳しい状況のなか、平成16年に独立2館体制であった公民館を組織統合して狛江市公民館とし、施設としては西河原公民館を本館、中央公民館を分館としました。そして平成18年には古民家園、平成21年度には体育施設に指定管理者制度が導入され、現在に至っています。



### 3 狛江市の教育をめぐる現状と課題 ■■■■

#### (1) 学校教育について

##### ①児童・生徒数の推計

平成22年5月1日現在、小学校の児童数は3,257人となっています。緑野小学校は600人を超えていますが、他の5校は500人強とほぼ同規模となっています。5年後の推計では、平成27年度には狛江第三、狛江第五小学校の2校が500人を割ることが予想されています。

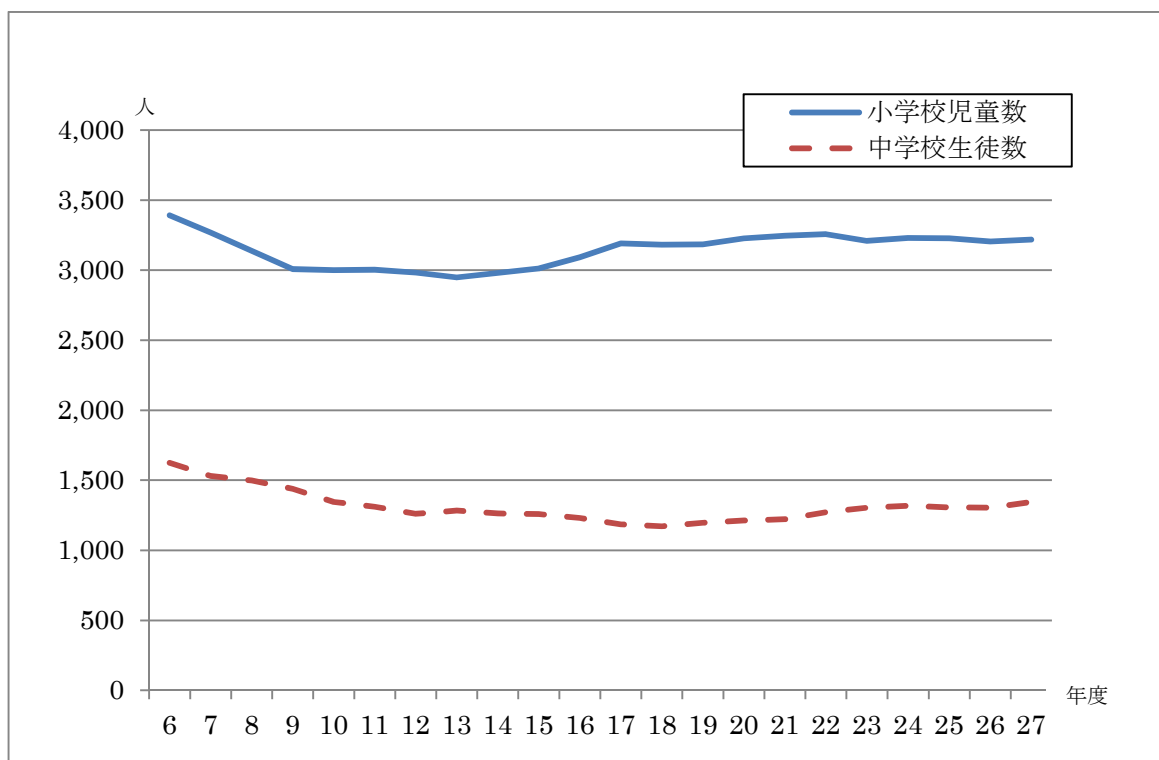
一方中学校の生徒数は1,271人となっています。狛江第三中学校が246人で、他の3校は312～358人となっています。5年後の推計では、平成27年度には狛江第一中学校が微減し、狛江第二・狛江第三・狛江第四中学校は微増すると予想されています。

学校規模の大小に対するメリット、デメリットについては既に様々な比較がされており、狛江市の適正規模と適正配置の答申でも議論がされましたが、現在あらためて4つの中学校数と生徒数の適正規模等についての検討をしています。

学校は集団生活の場です。そこでの様々なかかわり合いを通じた切磋琢磨によって、子どもたちは成長していきます。従って、集団としての活力が必要です。児童・生徒の著しい減少はこの活力という点から見れば不十分さが生まれてくることが考えられます。現在の狛江市の各小・中学校はそれぞれの規模を生かした学校経営・教育活動が行われていますが、小学校では今まで以上に学校内外での異年齢児の交流や地域との交流の活発化、中学校では部活動の充実や職場体験のような社会体験の充実等を図ることも必要と考えられます。

また一方、一人ひとりにきめ細かな指導を行うための習熟度に合わせた少人数指導を、成果が高いと思われる教科については進めてきています。この指導方法については、さほど大きい規模でない方が適正な面もあり、これからも児童・生徒の減少が予想される中で、様々な指導方法を検討する必要があります。

## 狛江市立小中学校 児童・生徒数の推移



※各年度 5 月 1 日現在

※平成 23 年度以降は、平成 22 年度教育人口等推計（東京都公立小学校児童数・公立中学校生徒数）の値

### ②学校施設の整備

学校施設は、地震発生時において、児童・生徒や教職員の安全を確保するだけでなく、地域住民の避難所等として機能するため、耐震化の早期完全実施が急がれます。併せて、これからの社会を支える子どもたちが自己実現を果たしていくために必要な資質・能力を育てていくために必要な教育環境を整備していくことも重要です。また、高齢化や成人の生涯学習にも対応できる地域の施設としての活用を積極的に検討することも必要です。

そのために、新世代型学習空間として普通教室を含めた冷暖房の整備、情報機器の充実、多様な学習形態に対応可能な施設・設備及び特別支援教育充実のための整備等を更に進めるとともに、学校施設全体のバリアフリー化、環境保護に対応したエコスクール化、更には放課後児童対策等、様々な課題があり、これらへの取り組みが求められています。

### ③狛江の子どもたちの様子

人が人を育てるといふ教育の営みは、社会の大きな役割でもありますが、いつの時代にも沢山の課題があります。現在の社会は急激な情報化等の様々な環境の変化の渦中にあります。また、家庭や地域の教育力が低下しているともいわれ、他者への思いやり、感謝やものを大切にする気持ち、高い志、そして規範意識の薄れも指摘されています。狛江の子どもたちも例外なくこのような社会状況の中で生活しています。

平成22年4月に行われた全国学力・学習状況調査に現れた生活実態は、小学校で朝食の摂取、家庭でのコミュニケーション、学校規則の遵守、全てが都の平均を上回っています。

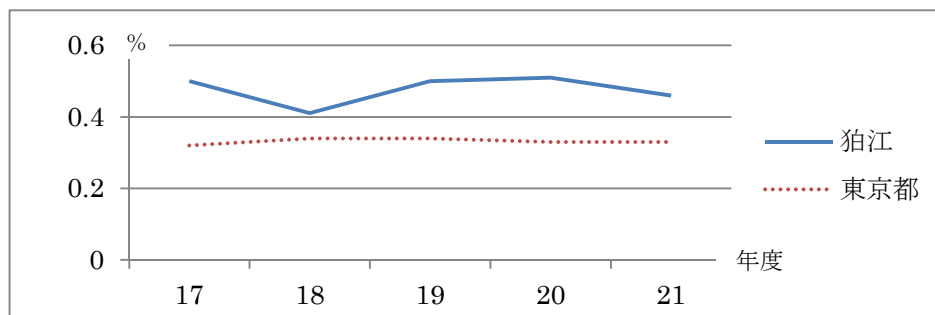
また、中学校で学校規則の遵守が都の平均を上回っていますが、朝食の摂取、家庭でのコミュニケーションが都の平均を下回っています。

不登校児童の出現率が若干ではありますが都の平均を上回っていますが、不登校生徒の出現率は平成20年度から若干下回りました。このため家庭教育に対する施策の検討も課題として取り上げる必要があります。

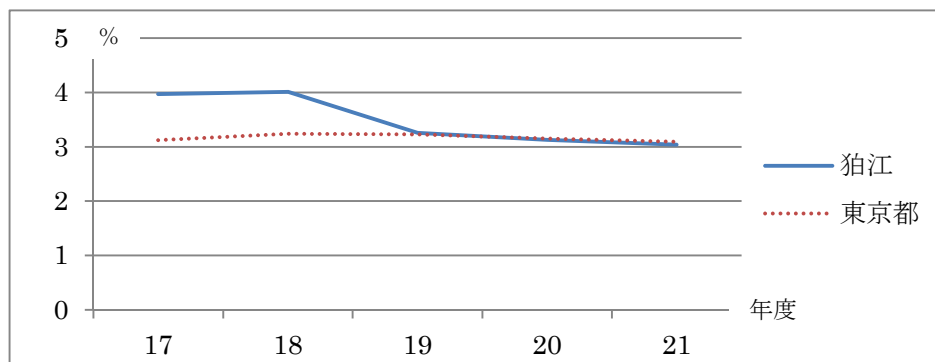
また、学校と家庭が協力して児童・生徒の学習に対する意識を啓発していくことも一つの課題です。

狛江市立小・中学校における不登校児童・生徒の出現率の推移

(小学校)



(中学校)



1 基本的な生活習慣について						
朝食を毎日食べていますか(小学校)						
	している	どちらかといえば、している	あまりしていません	全くしていません	その他	無回答
東京都平成22年度	89.6	7.0	2.7	0.6	0.0	0.0
狛江市平成22年度	89.2	7.5	2.5	0.5	0.2	0.0
狛江市平成21年度	88.0	7.7	3.4	0.9	0.0	0.0
狛江市平成20年度	88.2	7.0	4.1	0.6	0.0	0.0
狛江市平成19年度	86.6	8.6	4.5	0.2	0.0	0.0
朝食を毎日食べていますか(中学校)						
	している	どちらかといえば、している	あまりしていません	全くしていません	その他	無回答
東京都平成22年度	83.2	9.6	5.0	2.2	0.0	0.1
狛江市平成22年度	67.3	17.7	13.6	1.4	0.0	0.0
狛江市平成21年度	86.1	7.3	4.8	1.8	0.0	0.0
狛江市平成20年度	77.5	11.8	7.3	3.4	0.0	0.0
狛江市平成19年度	83.4	9.4	4.3	2.3	0.3	0.3
2 家庭でのコミュニケーションについて						
家の人と学校での出来事について話をしていますか(小学校)						
	している	どちらかといえば、している	あまりしていません	全くしていません	その他	無回答
東京都平成22年度	44.0	31.0	18.9	6.1	0.0	0.0
狛江市平成22年度	46.9	33.1	15.0	4.7	0.2	0.2
狛江市平成21年度	39.4	33.3	20.9	6.4	0.0	0.0
狛江市平成20年度	36.9	32.6	22.7	7.8	0.0	0.0
狛江市平成19年度	65.5	20.0	10.1	4.3	0.0	0.0
家の人と学校での出来事について話をしていますか(中学校)						
	している	どちらかといえば、している	あまりしていません	全くしていません	その他	無回答
東京都平成22年度	31.0	32.4	25.6	10.9	0.0	0.2
狛江市平成22年度	21.7	33.3	19.0	24.4	1.4	0.3
狛江市平成21年度	29.5	32.2	25.2	13.1	0.0	0.0
狛江市平成20年度	23.3	29.1	30.1	17.3	0.0	0.3
狛江市平成19年度	32.6	26.3	24.9	15.4	0.3	0.6
3 学校の規則を守っていますか						
学校のきまりを守っていますか(小学校)						
	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない	その他	無回答
東京都平成22年度	31.1	56.6	10.7	1.5	0.0	0.1
狛江市平成22年度	25.8	62.9	11.3	0.0	0.0	0.0
狛江市平成21年度	31.9	55.0	11.6	1.3	0.0	0.2
狛江市平成20年度	36.0	52.2	10.4	1.3	0.0	0.2
狛江市平成19年度	24.3	56.9	15.5	3.3	0.0	0.0
学校の規則を守っていますか(中学校)						
	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない	その他	無回答
東京都平成22年度	47.6	43.1	7.5	1.6	0.0	0.1
狛江市平成22年度	47.8	43.0	7.3	1.9	0.0	0.0
狛江市平成21年度	53.1	40.3	5.5	0.8	0.0	0.3
狛江市平成20年度	48.7	44.0	5.8	1.3	0.0	0.3
狛江市平成19年度	37.7	48.3	9.4	4.0	0.3	0.3

各年度全国学力・学習状況調査

対象学年：小学校6年

中学校3年

#### ④小・中学校（異校種）の連携

6.39 km<sup>2</sup>と市域が狭く学校数が少ない狛江市では、従来から教育委員会と学校、学校間同士、そして保護者・地域が互いに理解と協力をし合い、狛江市独特の温かな雰囲気の中で教育が進められています。

しかし、今日の教育を取り巻く環境は、急速に変化をしています。教育改革が進むなか、地方主権の時代、規制緩和の時代でもあり、教育政策を各自治体が多様に工夫することも可能となってきました。特にこれからの社会に求められる、基礎・基本となる学力の確実な定着、思考力、判断力、表現力の育成は、義務教育学校の基本的役割です。そのための取り組みの一貫として、小・中学校のスムーズな接続がクローズアップされています。

また、中一ギャップと言われるように、小学校から中学校への移行に課題がある生徒が増えてきています。

教育委員会では、様々な課題への対応も含めて、教科や生活指導における連携はもとより、小さな市域の狛江市だからこそ、その特色を生かして幅広い分野で小・中連携を進めてきました。小・中連携の日や小・中合同研修など、小・中学校が互いに子どもたちへの指導を一体的にとらえる契機とするとともに地域の公立校として地域からの理解と信頼を一層得るためにも重要な機会であると考えます。

#### ⑤狛江市の就学状況

狛江市の小・中学校への就学状況は次表のとおりです。表中の「その他児童数・その他生徒数」の多くは、私立の小・中学校に就学しているものと推測できます。なお、この値には特別支援学校へ就学した児童・生徒数も含まれています。

私立志向の背景には、公立校とは異なる教育条件への期待もあるでしょう。

また、最近では中・高の一貫教育を進める一貫校の設置等、新しい取り組みに対する期待も要因の一つとして考えられます。この就学状況は各自治体によっても異なり他地区と簡単には比較はできませんが、教育委員会として責任を持って取り組むべきことは、狛江市の公立小・中学校10校が保護者からも地域からも信頼される学校になるよう支援し、狛江の子どもたちが身近な学校で多くの仲間たちと遊び、学び、競い合って成長できるような教育環境を関係者とともに作り出していくことです。

### 小学校一年生の就学状況

学校教育課資料

年度	①人口 (4月1日現在)	②狛江市立小学校 児童数 (5月1日現在)	③その他児童数 (=①-②)	市立学校割合(%) (=②/①)
22年度	601人	566人	35人	94.2%
21年度	545人	500人	45人	91.7%
20年度	571人	527人	44人	92.3%
19年度	591人	540人	51人	91.4%

### 中学校一年生の就学状況

学校教育課資料

年度	①人口 (4月1日現在)	②狛江市立中学校 生徒数 (5月1日現在)	③その他生徒数 (=①-②)	市立学校割合(%) (=②/①)
22年度	621人	457人	164人	73.6%
21年度	548人	416人	132人	75.9%
20年度	528人	384人	144人	72.7%
19年度	561人	419人	142人	74.7%

### ⑥教育改革の中の地方教育行政

今我が国では大幅な教育改革が進んでいます。この改革は、教育基本法の改正、学習指導要領の改訂など教育の基本をなす法律等の改正が大半ですが、なかには地方分権、規制改革の流れの中で、学級編成基準の弾力化のように都道府県の判断によるもの、学校運営協議会の設置や学期制に関すること、長の職務権限の特例のように各区市町村の判断によるものも増えてきています。

教育委員会では、これまでの様々な改革に対して、それらが円滑に行われるよう、事前の研究や検討・調整を丹念に行った上での移行を大切にしてきましたが、これからは今以上に各自治体の主体的な教育政策が求められています。

このため日頃から国・東京都、他地区等の教育情報の把握に努めるとともに、改革の主体である学校との連携を密にし、学校を支えてくれる保護者・地域から更なる理解と信頼を得るよう努力する必要があります。このような連携や信頼関係を図りつつ、教育政策の検討と立案能力が強化されるような教育委員会のあり方を検討することも必要です。

## (2) 社会教育について

### ①公民館

狛江市の公民館は、昭和 52 年の誕生以来社会教育法に基づく教育機関として、各世代に向けた事業（学級・講座等）を展開するとともに市民の自主的な活動のための施設の提供をはじめとした支援を行ってきました。しかし、施設の老朽化や利用者の高齢化、固定化などは否めず、快適な学習・文化活動の環境を提供するための施設管理・運営に努めるとともに、多様で複雑化している今日的課題に迫る事業展開が模索されなければなりません。

公民館は、個々の多様な学習要求、高度な学習意欲に応えるために「こまえ市民大学」を開設してきました。今後とも地域にある課題に向き合い、人と人がつながり、地域にある問題解決に主体的に取り組む契機となるような、より生活に結びついた学習の場を創っていくことが求められています。

公民館は、自主的運営を基本とするため、公民館運営審議会と協力しながら事業の内容や成果、参加した市民の意識など公民館事業の根幹にかかわる点検を行う必要があります。地域の専門性を有する人材を活かしていくことや市民との協働での事業展開は人々を繋げるためにも必要です。

市民との協働や地域の課題に向き合うとき専門的な知識をもった職員等の養成が必要です。

開設 34 年目となる中央公民館は老朽化が目立ち、17 年目を迎えた西河原公民館も計画的修繕が必須となっています。

多くの人が出会い、集い、交流するために使いやすい施設にすることを目指し、祝日開館など利用者サービス向上の推進や情報発信機能の充実を図る必要があります。

### ②図書館

狛江市立図書館は昭和 52 年に開館しました。時代の推移とともに図書館を取り巻く情勢は大きく変容し、市民の図書館への期待も多岐にわたってきました。

蔵書数は、開館当初に比べ格段に増加しています。

また、乳児に対する「ブックスタート事業」や乳幼児に対する「親子で楽しむおはなし会」などの実施、障がい者サービスの推進などとともに地域センターや公民館図書室とのオンライン化、開館時間の延長、ホームページの開設、検索システムの向上など図書館の基本的サービスも向上しました。

公共図書館は、情報化社会において、市民の身近にある情報提供機関です。従って、市民の求めに応じて情報を提供するために、蔵書・資料の充実と整備が必要不可欠であると考えます。また、開館日については、順次改善されてき

ましたが、市民からは祝日開館や時間延長の要望があります。

今後、一般（成人）層、特に高齢者の生涯学習の場としても充実させること、障がいのある人への配慮を含めた、すべての市民が利用しやすい図書館の充実が求められています。

現在、市内には、図書館法上の図書館は中央図書館 1 館で他に図書室が 5 か所あります。それぞれのスペースが狭いのが実情です。中・長期的な視点から市民の要望の強い新図書館建設の実現が望まれます。

### ③社会体育

健康で文化的な生活を営むことは国民すべての願いです。しかし、全国調査データによると国民の運動能力の低下が課題として挙げられています。運動能力は単に運動量を多くすれば向上できるものではありません。スポーツに関わる時間数、頻度、技術度などや体育施設の充実、専門的な指導員の養成・確保、各年代層等へのスポーツ・レクリエーション活動の機会の提供やその情報伝達方法等の検討が必要です。

また、諸企画については行政の関係諸部署が十分連携して、市民の健康の維持と体力増進に向けた社会体育が市民各層に根付くようにしていくことが必要です。

少年野球、少年サッカーなどで青少年の健全育成を目的とする社会教育登録団体は 100 余り、これらに参加し活動している小学生は全体から見れば多くありません。小学生には、学校の体育の授業ではできない競技スポーツに対する興味・関心が高いこともあり、行政による社会体育として、社会教育の立場で支援していくことが課題です。

中学生は部活動に対しての参加意欲は非常に積極的ですが、「指導者が欲しいこと」、「入りたいのに部活動がない」という現状があります。今後、生徒が望むクラブをどのように提供するか、あるいは少人数のクラブへの支援などを検討していく必要があります。

高齢者が健康を維持し、市民交流を行い、充実した人生を送るために、スポーツやレクリエーションに進んで参加できる環境づくりが必要です。

平成 22 年 2 月のスポーツ振興審議会の答申では、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動について、ひとまとめにすることは無理があるとされています。障がいといっても身体、知的、精神それぞれの状態の表れ方はかなり違うからです。

また、それぞれが別々に活動している現状があり、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の支援は場所の確保と指導者の育成と指導方法の確立が喫緊な課題です。併せて、障がいの種類や程度により保護を必要とすることから、



スタッフ（ボランティア）の育成も同時に行う必要があります。

市民がスポーツ活動に参加するための情報提供も欠かせません。市民が参加できる事業内容や開催スケジュールなど情報の一元化が必要です。また、中学校の運動部活動の充実に向けた指導者派遣のためスポーツ人材バンクを設立する必要もあります。

国のスポーツ振興基本計画に沿って、狛江市でも総合型地域スポーツクラブが平成 23 年 2 月に設立されました。総合型地域スポーツクラブの目標は、「生涯スポーツ社会の実現、成人の週 1 回以上のスポーツの実施率 50%を目指す」となっています。

総合型地域スポーツクラブの特徴は複数の種目が用意されていること、子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じて、いつまでも活動できることなどです。その運営は、地域住民が主体的に行うことになっています。

設立された総合型地域スポーツクラブを、どのように支援し、どのように育成していくか、これからの課題です。

#### ④文化財

狛江は平安時代の初めにはその名が見える歴史ある「まち」です。多摩川や野川などの自然に恵まれ、生活しやすい環境の良い地域にあり、市内には原始古代から江戸時代に至るまで 68 ヶ所の遺跡が確認され多くの文化財が伝えられています。しかし、昭和 30 年代からの人口の急増により、江戸時代以来続いていた農村風景も変貌を遂げ、農耕に使用されていた道具をはじめ、日常生活用具や文化遺産、古文書などの資料が散逸・紛失の危機にあります。

また、発掘調査で出土した遺物は現在、約 800 箱あり、市史編さん事業や各種文化財調査で収集・寄贈された資料などとともに、市民センター内の郷土資料室と旧狛江第四小学校校舎に収蔵されています。このような状況では資料の保存・活用を図ることは難しく、年々増加する資料の収蔵も困難になってきます。先人から受け継いだ文化遺産を、保存管理、展示公開、調査研究活動などにより活かし、次の世代に継承していくためには、その拠点となる施設の整備が必要です。地域の歴史・文化を中心とする施設を整備し、地域の歴史・文化を知ることは、まちの発展や地域力の進展に寄与することになります。

平成 14 年に開園した古民家園は、市民協働で事業を進め、市民団体である狛江市立古民家園運営市民協議会が指定管理者として管理運営を行い、会員やボランティアの人たちにより様々な事業が行われています。古民家園はまさに地域力によって支えられている施設です。

入園者数は、毎年 2 万人を超え、平成 21 年度は 3 万人を超えました。古民家

園は、子どもたちの体験学習や子どもから高齢者までの異世代交流の場として、市民が触れ合う機会を提供するとともに、市民の新しいふるさとづくり、新しい絆づくりのきっかけの場となっています。

旧高木家長屋門の移築が平成22年1月に完成し、旧荒井家住宅主屋と合わせて2棟の歴史的建造物を擁することとなり、古民家園としての環境が整いました。しかしながら、主屋は経年変化により年々痛みが生じてきているため、計画的な修繕計画に沿って修繕を行う必要があります。

## ⑤学校施設

学校施設は、文化・芸術活動や社会体育活動等の施設として開放するとともに、放課後児童対策として子どもフリースペース、新子どもフリースペース事業に活用されています。

社会教育課に現在登録している社会教育関係登録団体で学校施設の利用を希望している団体は約170団体です。スポーツ、文化・芸能など幅広い分野で活動しており、学校施設への期待には大きいものがあります。小学校の校庭は主に各学校の児童を中心とした少年野球と少年サッカーが使用しています。体育館では主にバレーボール、バスケットボール、バドミントン、ビーチボールバレーなどの球技や空手、剣道などの格闘技を中心とした団体が利用しています。

学校側から利用団体の施設使用のマナーに関して毎年繰り返し指摘されている状況があります。スポーツ施設が少ない狛江市では学校と協力し、学校教育本来の利用を優先しつつ、学校施設の利用を進めていくことが重要です。

## 第3章 狛江市の教育理念

日本国憲法の各基本原則を受けて、教育基本法第1条は「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めています。

本来子どもたちは未成熟で未完成なものです。しかし誰もが可能性に富んでいます。その子どもたちが民主的で平和的な社会の形成者として社会に責任を持つとともに、たくましく生き抜くための資質を養うのが教育です。教育は人と人との互いに向き合いながら、心を通わせて行うものであり、学校、家庭、地域の相互の連携が不可欠です。また、子どもの成長にとっては「それぞれに成長のための時間」が必要です。そのことを考慮して「待つ心、見守る心」をもつことも必要です。

狛江市教育委員会は、このような考え方の基に、日々の教育実践の一つひとつの積み重ねを大切にしながら、教育基本法に定める人材の育成を図るため、教育の基本理念を次のとおりとします。

### 理念 ■■■■

市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る。

未来を担う子どもたち一人ひとりが、人格の形成と個性の尊重を基本として、社会の中で自立して幸福に生きていく力を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、少数者の立場も尊重し、自由に意見を交わして真理を探究し、平和で心豊かな明るい相互扶助の社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。

## 第4章 基本施策

### 1 教育目標と基本方針 ■■■■

#### (1) 教育目標

教育は普遍性を持ちつつ新しい時代に適応していかなければなりません。教育に対する市町村の責任と権限が拡大されつつある今日、狛江市の教育は諸問題についてより一層、柔軟かつ的確に対応していくことが必要です。

このことを踏まえ、狛江市教育委員会は、学校教育では独自の学校文化をつくることや「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた人間性豊かな子どもたちを育成することを、また、社会教育では自己実現を求めて自主的、自発的に学ぶ市民が、文化・スポーツ活動を通して教養を高め、健康の増進を図ることを目指し、狛江市教育委員会の教育目標を次のとおり定めます。

#### 教育目標1

互いの生命と人格・人権を尊重し、社会に貢献する意識の醸成

#### 教育目標2

基礎的・基本的な学力の定着と個性や創造力をはぐくむ学校教育の充実

#### 教育目標3

すべての世代にわたる市民のための学習環境の整備

## (2) 基本方針

泊江市教育委員会は、「教育目標」を達成するため、以下の「基本方針」に基づき教育政策を推進します。

### 基本方針1 ■■■■

#### 「生命及び人格・人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

互いの生命と人格・人権を尊重し、思いやりの心や規範意識を身に付け、社会貢献の意識を持って行動することが重要です。

そのため、生命や人権を尊重する教育を充実させるとともに、心の教育に係わる諸活動に対しても積極的に支援を行います。

### 基本方針2 ■■■■

#### 「確かな学力」の向上と「豊かな創造力」の伸長

国際化・情報化の進展などの社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの違いを認めつつ、知識・技能と思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが必要です。

そのため、分かる授業・魅力ある授業を実現できるよう教員の資質の向上を図るとともに、小・中学校の9年間を見通した連携を推進します。

### 基本方針3 ■■■■

#### 「地域の教育力」の向上と「社会教育活動」の推進

地域力を高めるためには、学校教育や社会教育の連携はもとより、地域における安全確保等を含めて地域社会全体での連携体制づくりが必要です。

市民が自由に自ら学び、文化やスポーツに親しむことができる環境の整備を進め、地域の教育力を向上させ、地域の伝統文化の尊重や市民による創造的な文化活動の活性化を図り、新しい地域文化の発展に努めます。

## 2 基本計画の体系図 ■■■■

<理念>

<教育目標>

<基本方針>

○未来を担う子どもたち一人ひとりが、人格の形成と個性の尊重を基本として、社会の中で自立して幸福に生きていく力を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、少数者の立場も尊重し、自由に意見を交わして真理を探究し、平和で心豊かな明るい相互扶助の社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。

○市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る。

1 互いの生命と人格・人権を尊重し、社会に貢献する意識の醸成

1 「生命及び人格・人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

2 基礎的・基本的な学力の定着と個性や創造力をはぐくむ学校教育の充実

2 「確かな学力」の向上と「豊かな創造力」の伸長

3 すべての世代にわたる市民のための学習環境の整備

3 「地域の教育力」の向上と「社会教育活動」の推進

## ＜基本施策＞

## ＜具体的な施策＞

1 心と体の健やかな成長を実現するための施策

- 1 人権尊重を教育の柱とします。
- 2 情操・芸術教育の充実を図ります。
- 3 体力の向上に努めます。
- 4 望ましい生活習慣を身に付ける活動に取り組みます。

2 社会力を身に付けるための施策

- 1 コミュニケーション能力を育成する教育活動を推進します。
- 2 キャリア教育の充実に努め、奉仕活動に取り組みます。
- 3 健全育成の充実に努めます。
- 4 適応指導及び特別支援教育を一層推進します。

3 学力を確実に身に付けるための施策

- 1 学力の定着に向けたきめ細かな指導を展開します。
- 2 教育研究を奨励し、教員の指導力の向上に努めます。
- 3 学ぶ環境をさらに整備します。

4 豊かな創造力と個性を伸ばすための施策

- 1 国際化を視野に入れた開かれた学校づくりを推進します。
- 2 個のニーズに応じた指導を充実します。
- 3 子どものリーダーシップをはぐくみます。

5 教育支援の輪を拡げていくための施策

- 1 安全・安心な教育環境を整備します。
- 2 教育の質を高める教育環境を整備します。

6 すべての世代にわたる市民のための学習環境を整備する施策

- 1 粕江の歴史の継承に努め、郷土への愛着を深めます。
- 2 社会教育環境を整備します。
- 3 学ぶ意欲を高める事業の充実に努めます。

### 3 施策展開 ■■■■

- ◆教育目標1：互いの生命と人格・人権を尊重し、社会に貢献する意識の醸成
- ◆基本方針1：「生命及び人格・人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

#### 基本施策1 心と体の健やかな成長を実現するための施策

豊かな情操と道徳心を培い、人権を尊重し、自他の生命を大切にするとともに、命につながる自然を守る意識を育てます。

人間は、他者や社会などとの関わりの中で生きていく存在であり、これからの国際社会を生きる子どもたちには、自らに自信を持ち、様々なことに挑戦するとともに、自らを律しつつ、他者と協調することが求められます。そのためには、積極的で思いやりのある豊かな人間性や、たくましく生きるための健康、意欲・気力といった精神面の基盤となる体力を育成していくことが一層必要になってきます。

人間関係を築く力は、子どもたちが新しい社会に適応していく上で必要な能力です。そのために、相手の考えや気持ち、立場などを「想像」し、新たな関係や社会を「創造」していく力が求められます。また、他者と積極的にコミュニケーションを行うための能力や、思いやりのある豊かな人間性などの育成が必要になります。このことは子どもたちが未来への夢や目標を抱き、活力ある豊かな国家・社会をつくる営みに参加する原動力となり、自他の生命や自然を愛する心を育てていく力となります。たくましく生きるための基盤となる体力の育成を目指した活動や自他の生命を尊重する心の育成について、さらに個に応じたきめ細かな取り組みが求められています。健やかな体の育成のために、さらなる指導の充実が必要です。

狛江市の小・中学校では、児童・生徒の豊かな心と健やかな体を培うことをめざして、感性や情操、思いやりの心を育てる取り組みを推進していますが、今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

#### 具体的施策① 人権尊重を教育の柱とします

狛江市の小・中学校ではこれまでも人権の尊重を教育活動の大前提として、その徹底を図ってきました。重要な人権課題である「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「同和問題」「外国人」等について「東京都人権教育プログラム」を基礎資料として、これらの人権課題に対する正しい理解とこれを実践する態



度を育ててきました。今後も各学校が人権教育の全体計画を作成し、児童・生徒の発達段階に即した指導計画に基づく実践によって、人権尊重の精神の一層の涵養を図っていきます。そのために東京都の人権教育推進校の指定を受けるとともに、地区の人権擁護委員との連携を図って、「人権作文」や「人権の花」の取り組みを推進します。特にいじめ問題については、その根絶に向けて教員が一人ひとりの児童・生徒の内面をしっかりと把握することができるようアンケートや面談を計画的に実施して、課題を整理し、各学校が全力を挙げてこの問題の克服に取り組みます。

また、DVや虐待の防止は、関係者がその問題に気付くことから始まります。日々、児童・生徒に接している学校の役割は重要であり、まず、教員自身がその役割を自覚することが大切です。問題を発見した場合に、速やかに関係機関との連携を図れるよう、その指導と啓発に努めます。さらに道徳教育についても道徳授業地区公開講座を開催するなどして、地域と学校がともに協働して子どもたちの中に規範意識や思いやりの心を醸成することに取り組みます。

#### 【主な取組】

- ・ 人権教育の推進
- ・ 道徳教育の推進

#### ◎今後5年間に優先して取り組む重点項目

##### 【いじめ、暴力行為等への対策強化】

自他の生命を尊重し、他の人を思いやる心を育むとともに、家庭や地域、学校、行政とが一体となって、いじめや暴力行為等の防止に取り組みます。

また、DVや虐待の防止に向け、関係機関との連携を強化します。

#### 具体的施策② 情操・芸術教育の充実を図ります

「音楽の街一泊江」や「絵手紙発祥の地一泊江」を掲げる粕江市にあつて、小・中学校では鼓笛隊、ブラスバンド、吹奏楽そして合唱などの音楽教育を通して、また、絵手紙に触れる機会などによって子どもたちの情操を培う活動が盛んに行われています。今後も連合音楽会や音楽鑑賞教室等の行事を通して音楽をはじめとする芸術教育の充実を図り、子どもたちの豊かな感性をはぐくむよう努めます。専門性の高い指導者による芸術教育の推進の具現化として、小学校の低学年に音楽講師の配置を検討します。

専門家による授業を通して子どもたちの音楽に対する一層の興味・関心を喚

起し、心豊かに育つことを目指します。

また、子どもたちに市の歌「水と緑のまち」の中で歌われている豊かな狛江の自然や環境について、その素晴らしさを歌を覚えることで実感させ、さらに自分たちもそれを大切に、未来へ引き継いでいこうとする姿勢を育てていきます。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。多くの子どもたちが読書に親しむよう家庭とも協力し、読書活動を推進します。

#### 【主な取組】

- ・情操教育の充実
- ・芸術教育の充実
- ・読書活動の推進

#### ◎今後5年間に優先して取り組む重点項目

##### 【読書に親しむ環境づくり】

読書活動の一層の推進を図るために、朝読書の取り組みやボランティアの方々の協力を得て読み聞かせを進めるとともに学校図書館の整備を図ります。

### 具体的施策③ 体力の向上に努めます

近年の運動能力調査では、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向が明らかになり、体力を向上させるには、体力そのものを向上させる取り組みを行うとともに、運動習慣や生活習慣の改善が重要であることが指摘されています。

そこで狛江市の小学校においては子どもたちの運動習慣の確立に向けて外遊びを推奨し、体づくりに向けた運動に取り組みます。また、中学校ではロードレースなどの取り組みを継続して実施していきます。さらに児童・生徒に個々の体力にあった目標をもたせ、そこに向かって努力する意識をはぐくむとともに子どもたちが相互に励ましあい、刺激しあう場を拓いていきます。中学校においては運動部活動の充実に向けた外部指導員派遣の体制整備に努めます。

また、各学校が体力向上に向けて日々行っている取り組みの成果を発揮できる場所として、東京都教育委員会が主催する東京駅伝において好成績が上げられるよう計画的に取り組めます。

### 【主な取組】

- ・運動習慣の確立
- ・部活動の充実
- ・体力向上への取組

## 具体的施策④ 望ましい生活習慣を身に付ける活動に取り組みます

望ましい生活習慣を身に付けるには、「早寝、早起き、朝ごはん」の確立、「食育の推進」が不可欠です。これまでも「早寝、早起き、朝ごはん」の取り組みは行われてきましたが、養護教諭が中心となって、アンケート調査等を実施し、子どもたちや家庭に対する指導、啓発を更に進めます。

「食育の推進」に関しては、調理体験や飼育、栽培、収穫といった農業体験を推進していきます。

また、あらゆる機会を捉え、「バランスのとれた食事の大切さ」「安全・安心な食物」「地産地消」について子どもたちや家庭に対して啓発していきます。

学校給食においては、狛江産の野菜や安全・安心な食物を用いたバランスのとれた給食を提供し、給食だよりや試食会などを通して家庭にも「食」に関する情報を伝えていきます。生徒の正しい食生活の理解と健康増進を目指し、民間の調理施設を活用して始めた中学校給食ですが課題があることも事実です。安心で安全な給食を実施するための具体的な検討をしていきます。

健康教育においては、薬物乱用防止や喫煙防止指導及び子どもたちのアレルギーに対する理解を深めることが課題となっています。医療機関との連携を図りアナフィラキシーなどへの確実な対応が図れるよう教員の研修に努めます。

児童・生徒への感染症疾患に対する理解教育を進めるとともに、特に集団感染の予防に努めます。さらにモアレ検査や生活習慣病検診等については、継続して実施していきます。

また、挨拶、掃除、後片付け、感謝の心など常識として必要な行儀・作法については家庭科を含め、授業全般にわたった指導に努め、社会の一員として身に付けるべきマナーや礼節についての意識を醸成していきます。

### 【主な取組】

- ・基本的生活習慣の確立
- ・健康教育の推進
- ・食育の推進
- ・学校給食の充実

◎今後5年間に優先して取り組む重点項目

**【安全で安心な中学校給食】**

より安全で安心な給食を目指し、給食センターの建設など将来を見据えた検討を行います。

- ◆教育目標1：互いの生命と人格・人権を尊重し、社会に貢献する意識の醸成
- ◆基本方針1：「生命及び人格・人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

## 基本施策2 社会力を身に付けるための施策

すべての子どもたちの可能性を最大限に伸ばすことの大切さは言うまでもありませんが、それとともに社会の一員として自立し、多様で幅広い人間関係を築く力や、公共精神にもとづき、主体的に社会の形成に参加する力を培うことは極めて重要です。このような力は「社会力」といわれます。

子どもたちの社会力は、様々な人々との交流や体験活動などを重ねることによって培われます。しかし、現代社会における少子高齢化や核家族化などが子どもたちの「地域や家庭内での触れ合いの場」、「学校外での子どもたちの体験活動の機会」等の減少の一因となっていると考えられます。

本来、子どもたちにとっての交流・体験活動は学校だけで行うものではありません。子どもたちが生活する多くの場面で、様々な機関が相互にかかわり合い、多面的、継続的に行われることでその効果はより大きなものとなります。しかし、前述のような現状を受け、学校において子どもたちが社会力を身に付けるための教育活動を意図的・計画的に展開することが期待されています。したがって学校では子どもたちの学校生活の基盤となる学級経営をさらに充実させるとともに、交流・体験活動の場を設定していくことが重要となります。

今後、学校行事や校外学習等の機会はもちろん、各教科等やキャリア教育における指導場面において、その教科等の特性を十分に生かしたコミュニケーション能力の育成や体験活動などを積極的に導入していきます。

人とかかわる力の基盤となるものは、コミュニケーション能力です。それは自分の気持ちや考えを伝える力であり、他者の表出した言葉や表情や態度からその気持ちや考えを理解する力です。このコミュニケーション能力は、人とかかわる体験を積み重ねることによって培われます。今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

### 具体的施策① コミュニケーション能力を育成する教育活動を推進します

学校においては、まず授業の中でのかかわり体験を豊かにします。子どもたちは、授業では教師から教わるだけでなく、子どもから多くのものを学びます。その機会を積極的につくる授業づくりが大切です。子どもたちが学級集団や小集団の中で、自分の考えや気持ちを率直に伝え合う場を積極的に設定し、

そのかかわり合いを通して、互いに学び合い、かかわり合う態度や能力を培っていきます。他者の表現に対して、仮に間違っても笑ったりせずに、学びのためのよき材料を提供してくれたといった受け止め方ができる学級の雰囲気づくりが大切です。このような豊かな人間関係を基盤とする学級経営の充実に努めるとともに心理アンケート等を活用して継続的に子どもたちの関係性の把握に努めます。

また、係活動、クラブ活動や部活動、児童会や生徒会活動、校外学習などにおける役割体験も人とかかわる力を培う貴重な経験の場となります。リーダー体験とフォロワー体験のいずれも経験することが、よき社会を形成する意識や能力を培っていくこととなります。異学年交流やたてわり活動等を積極的に導入した特別活動を充実させていきます。

加えて子どもたちのコミュニケーションや自立心、協働の喜びを体験させる体験学習の場を社会教育とともに充実していきます。

#### 【主な取組】

- ・学級経営の充実
- ・特別活動の充実
- ・体験活動の充実

### 具体的施策② キャリア教育の充実に努め、奉仕活動に取り組みます

児童・生徒が望ましい勤労観と職業観を持って、自己の進路について主体的に選択・決定ができるよう学校・家庭が連携して小学校段階から指導を積み重ねていきます。特に小学校6年生においては、キャリア教育の充実に取り組みます。また、中学校では関係諸機関の理解と協力を得て職場体験を充実させ、社会における様々な職業やそれらの仕事に従事する人々についての理解を深め、自己の適性についての理解を深めます。

また、地域や多摩川の清掃活動、社会福祉協議会との連携を図って、様々なボランティア活動への参加を促します。

これらを通して社会の中の自己を把握するとともに、社会に対して自分に何ができるのか考える態度を養います。

#### 【主な取組】

- ・キャリア教育の充実
- ・社会奉仕活動の推進

### 具体的施策③ 健全育成の充実に努めます

学校生活のルールを遵守するよう求め、児童・生徒の問題行動等の背景となる規範意識や倫理観の低下を防ぎます。生徒指導提要を活用して、小学校及び中学校の生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法について狛江市の生活指導主任会が中心となって市内学校間、教員間での共通理解を図り、組織的・体系的な生活指導に取り組みます。

小学校段階より喫煙防止、薬物乱用防止教育等を徹底させ、さらに携帯電話やコンピュータを利用したインターネットの犯罪被害から身を守る指導を充実します。市内小・中学校では、インターネットや携帯電話等の使用に関する家庭でのルールづくりに向けた支援を行うとともに情報教育における個人情報の管理や保護の大切さの指導を充実します。

#### 【主な取組】

- ・ 規範意識、倫理観の醸成
- ・ 健康維持に対する意識向上
- ・ 情報教育の充実

### 具体的施策④ 適応指導及び特別支援教育を一層推進します

人とかかわることが苦手で、集団になじめない児童・生徒に対しては、児童・生徒理解に基づく個別的支援をベースに、小学校では狛江市教育研究所に所属する専門教育相談員、中学校は東京都から派遣されているスクールカウンセラーによる支援の充実に努めます。専門教育相談員の小学校派遣の日数を増やし、必要に応じて中学校への派遣などを行います。

また、適応指導教室（ゆうゆう教室）やひきこもり傾向のある子どもたちを対象とした事業（ゆうあいフレンド）も充実に努めます。

さらに社会福祉等の専門的知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの積極的活用を図るために勤務日数を増加し、問題を抱えた児童・生徒の置かれた環境に働きかけ、関係機関とのネットワークの活用等によって、問題解決への対応を図っていきます。

専門教育相談員やスクールソーシャルワーカーなど、専門性の高い人材が市に定着して、必要な子どもや親が安定した支援が受けられるよう、待遇面などを含めた環境整備をすることも必要です。

平成 22 年 11 月、東京都教育委員会が東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（「すべての学校における特別支援教育の推進を目指して」）を発表しました。そこでは、「すべての学校で実施する特別支援教育の推進」を基本的な考え方の一つに掲げ、特別支援学校だけでなく、すべての小・中学校で専門的な教育を受けることができる教育環境の充実に努めると述べています。

狛江市教育委員会ではこの第三次実施計画を踏まえ、通常の学級に在籍する児童・生徒への支援を充実させる「特別支援教室」の設置に向けて取り組みを進めます。

また、特別支援教育対象の子どもや課題を抱える子どもたちについて、小・中学校を通して育ちを共有できるようなシステムの構築について検討します。

#### **【主な取組】**

- ・ 教育相談活動の充実
- ・ 不登校対策の推進
- ・ 特別支援教育の充実



◆教育目標 2：基礎的・基本的な学力の定着と個性や創造力をはぐくむ学校教育の充実

◆基本方針 2：「確かな学力」の向上と「豊かな創造力」の伸長

### **基本施策 3 学力を確実に身に付けるための施策**

子どもたちの学力を保障するために、基礎的・基本的な知識と技能の確実な定着を図り、思考力、判断力、表現力等が身に付く教育を進めます。

学習指導要領第 1 章総則には、「児童(生徒)に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」と述べられています。すべての子どもたちが、多様化する現代社会を生きていく中で、様々な課題に立ち向かい、自ら解決し、その将来を切り拓いていくための力の基となる、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着、学力保障に向けた取り組みの必要性が高まっています。

このような現状認識を踏まえ、子どもたちに学力を確実に身に付けさせるための施策として、教える側の資質向上を図り、学ぶ環境の整備に取り組んでいるところです。さらに子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実や、一人ひとりの子どもに教員が向き合う環境づくりなど、より一層のきめ細やかな指導の実施に努めています。今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

#### **具体的施策① 学力の定着に向けたきめ細かな指導を展開します**

子どもたちの学力を保障するためには、その実態把握が不可欠です。全国学力・学習状況調査や東京都が実施する学力調査に加え狛江市独自の調査を実施し、子どもたちの学力の実態を経年変化で分析します。これまでの学力調査の結果を分析してみると、その正答率の分布状況が正規分布曲線ではなく、分布に二つ、三つのピークをもつ曲線が描けることがわかっています。子どもたちの習熟の程度に二つ三つのグループが存在し、そのグループに開きがあることの実証に他なりません。これら習熟の程度に応じたきめ細かな指導のために算数や数学の教科において東京都からの少人数加配教員を活用するとともに市の負担で雇用する講師の有効活用なども図っていきます。

また、小学校では一部の教科で教員の専門性を生かして教科担任制に取り組

み、充実した教材研究等による魅力ある授業を創り出します。社会と理科の交換授業だけでなく、他教科においてもその可能性を探っていきます。

さらに教職を目指す大学生等を活用してティーチングアシスタント制度の充実を図り、各学校のニーズに応えられる支援を行っていくとともに、この制度が継続できるよう大学との連携を促進します。

学校では、これまでも小・中連携の取り組みを推進してきましたが、かけはしプロジェクト等の充実を図る中で市内教員が相互理解を深め、9年間を見通した中で各教科等の学習内容の確実な定着を図るとともに、確かな学力の確立のため、思考力、判断力、表現力等の基盤である言語に関する能力の育成に努めます。

### 【主な取組】

- ・ 継続的な学力の実態把握
- ・ 少人数教育の推進
- ・ 教科担任制度の推進
- ・ 外部人材活用の拡充
- ・ 小・中連携の一層の強化
- ・ 言語活動の充実

### ◎今後5年間に優先して取り組む重点項目

#### 【小・中連携のさらなる推進】

小学校から中学校へのスムーズな移行に課題を抱える生徒が増えている状況があります。狛江市では、教科や生活指導における連携はもとより、狭い市域だからこその特色を生かして幅広い分野で小・中の連携を進めてきました。

小・中学校の教員が互いに子どもたちへの指導を一体的に捉える意識を持つ契機とするとともに、地域の公立校として地域から理解と信頼を広げるためにも、小・中学校の連携を推進します。

#### 【少人数教育の推進】

確かな学力の定着を目指し、児童・生徒の個に応じた指導法の工夫改善を図るため、市費による非常勤講師を各学校に配置するとともに東京都の少人数加配教員との連携によって、算数・数学等の教科で少人数指導を積極的に推進します。習熟の程度に応じたグループ編成による少人数授業により、基礎的・基本的な内容を子どもたちに確実に定着させます。

### 【小学校一部教科担任制の推進】

小学校高学年において教員の専門性を生かした教科担任制を導入し積極的に推進します。このことによって教材研究に教員の専門性を生かすことができ、充実した魅力ある授業づくりを行うことができるばかりでなく、教員チームによる多面的な児童理解が可能となり、評価活動を通して教員同士が切磋琢磨する場を拓くことができます。

## 具体的施策② 教育研究を奨励し、教員の指導力の向上に努めます

教育委員会ではこれまでも市の教育課題の解決に向けた研究奨励である「狛江の教育21」の指定や各校の実態から課題を設定し、研究を推進する奨励校制度を実施してきました。

今後はこれらの制度を活用し、狛江市の喫緊の教育課題であるICT教育の推進を「狛江の教育21」で取り上げるとともに児童・生徒の思考力・判断力・表現力などを高めるために言語活動の充実や体力向上、小・中連携等の課題解決に向け、一層の充実を図っていきます。

さらに直接児童・生徒の指導に携わる教員の指導力の向上を図るために、経験と職層に応じた体系的な研修が充実するよう任命権者である東京都教育委員会と連携を密に図りながらその整備を行います。夏季の一日研修や冬季の主幹研修は狛江市独自の研修として引き続き実施するとともに幹部職員の宿泊研修等を実施し、より一層狛江の教育の充実のために教育委員会事務局と教員が一体となって力を発揮できる体制づくりに努めます。

また、狛江独自の教員研修制度として、小学校教育研究会や中学校教育研究会等へ支援している従来制度に加えて大学院等で研修する教員を援助し、最先端の教育理論を狛江市の教育現場へ普及させる等の取り組みを行います。

### 【主な取組】

- ・体系的な研修の充実と整備
- ・研究奨励校制度の充実
- ・ICT教育の推進

### ◎今後5年間に優先して取り組む重点項目

#### 【ICTを活用した授業の展開】

ICTを活用した授業改善を積極的に進め、児童・生徒の学習に対する意欲や学習の達成感等を高めていくことが求められています。情報モラルや個人情報

報の保護などについて児童・生徒に対し、適切な指導ができるよう情報化に対する教員の理解や知識を深めることはもとより、新しい時代に呼応した教育活動として、全教員がICTを活用した授業ができるように、全教員を対象としたICT研修を実施します。

### 具体的施策③ 学ぶ環境をさらに整備します

財政事情を踏まえつつ、学校環境の整備を計画的に進めます。新JIS規格のスクールセットについては、教科書の大判化に対応して、子どもたちの机上の学習スペースが確保できるよう引き続き整備を進めます。

また、梅雨明けから9月中旬にかけての高温多湿の時期に子どもたちの健康への配慮や集中して学習に取り組むことができるよう、全小・中学校普通教室等へ空調機を計画的に設置していきます。

日本が世界の中でリーダーとしてそのポジションを確立することができるよう子どもたちのメディアリテラシーを育成します。

平成16年度より狛江市が文部科学省の委託を受けて進めた「学校図書館資源共有ネットワーク推進事業」の成果を改めて見直し、学校の教育活動の中心に学校図書館を位置づけ、学習を支える学校図書館の整備と情報活用指導の充実に努めます。

現在、環境負荷低減に対応した施設づくりが求められています。子どもたちへの環境教育に寄与し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みの一つとして学校の緑化があげられます。学校の緑化には、心身の健全な育成や景観向上などへの効果があるともいわれています。各学校の要望に沿って校庭の芝生化を含めた学校の緑化を進めます。

#### 【主な取組】

- ・ 学習環境の整備
- ・ 学校図書館の活用
- ・ 学校緑化の推進

#### ◎今後5年間に優先して優先して取り組む重点項目

##### 【学校緑化の推進】

学校における緑は、児童・生徒にとって自然や生物から様々な事象を学習し、豊かな心をはぐくむために寄与するばかりでなく、地域の緑地として重要な役割を果たしています。学校緑化による教育環境の充実はもとより、地域の人々

とのコミュニケーションの場の創生や地球温暖化対策等の効果を期待しています。学校緑化にあたっては、物理的条件や管理的条件を十分に整える必要があります。校庭利用団体や関係者との調整が不可欠です。学校と十分協議しながら具体的事業を展開していきます。

◆教育目標 2：基礎的・基本的な学力の定着と個性や創造力をはぐくむ学校教育の充実

◆基本方針 2：「確かな学力」の向上と「豊かな創造力」の伸長

## 基本施策 4 豊かな創造力と個性を伸ばすための施策

豊かな創造力と個性を伸ばしつつ、日本の伝統と文化を尊重し、視野を世界に広げ、国際社会の平和と発展に努める意識を培います。

現代社会では子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの知・徳・体のバランスがとれた力、つまりは「生きる力」を育むことの重要性が叫ばれるとともに、その「知識基盤社会」において、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく新しい知や価値を創造する能力が求められています。さらにグローバル化の進展により、異なる文化との共存や国際協調の必要性が増大しています。

このような現代、そしてこれからの社会を生きる子どもたちは、一層の国際感覚を身に付け、自然や世界との共存・共生を図るために豊かな創造力を持って、行動することが求められています。

狛江の小・中学校においては、これまでも子どもたちの豊かな創造力と個性を伸ばすために、自校の外的及び内的特徴を生かした教育活動を推進しています。そこでは障がいのあるなどの理由で支援を必要とする子どもたちも含め、すべての子どもたちに対する適切な支援や配慮を行い、それぞれの教育的ニーズにふさわしい学びの場を積極的に拓きその持てる力を高めたり、生活や学習上の困難を改善又は克服したりするための指導や支援を行っています。

今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

### 具体的施策① 国際化を視野に入れた開かれた学校づくりを推進します

子どもたちが国際感覚を身に付けるその基盤となるのが、自国の伝統・文化に対する理解です。平成 21 年度に狛江市教育委員会が作成した「日本の伝統・文化理解教育指導資料」を各教科における指導場面で活用して「日本の伝統・文化理解教育」を推進し、我が国と郷土を愛する態度や他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養います。

また、世界の人々とのコミュニケーションツールとなる外国語の学習では、小学校 5、6 年生で実施する外国語活動及び中学校の英語授業に A L T を配置します。さらに外国文化にも触れさせ、世界の中の日本人を自覚し、一層の国際感覚を身に付ける契機となるよう、児童・生徒の各種国際交流事業への参加

を支援します。

伝統・文化理解教育や国際理解教育等に専門性を有する外部人材の積極的な活用を図ります。加えて、狛江の小・中学校で学ぶ外国人児童・生徒に対しては、日本語適応がスムーズに図れるよう通訳等の支援を継続して実施していきます。

環境教育においては、地球温暖化問題などを取り上げ持続可能な社会に向け、世界規模での環境問題や自然破壊が自らの生活にも密接な関係のある問題として関心を持つ態度を培います。

#### 【主な取組】

- ・ 伝統・文化理解教育の推進
- ・ 国際理解教育の推進
- ・ 外国語教育の充実
- ・ 環境教育の推進

### 具体的施策② 個のニーズに応じた指導を充実します

個に応じた教育支援を図るため、発達障害等特別な支援が必要な児童・生徒に対する特別支援教育を推進します。教育相談員やスーパーバイザー等の専門家チームが各学校を訪問して児童・生徒理解の推進を図る巡回相談の実施、全校に設置されている特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の開催、副籍にかかわる居住地校交流等を実施して、障がいに対する理解を深めます。

また、狛江市教育研究所に所属する専門教育相談員の小学校への派遣回数を増やすなど支援の必要な児童・生徒が早期に適切な支援を受けられるよう努めます。

これらの取り組みとともに日常の教育活動や学習場面においては、教員が子どもに向き合い、個のニーズに応じた分かりやすい授業が展開できるよう支援策を講じるなどその環境整備に努めます。

#### 【主な取組】

- ・ 特別支援教育の一層の推進
- ・ 教員の多忙感の解消

## ◎今後5年間に優先して取り組む重点項目

### 【個のニーズに応じた教育の展開】

小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対する適切な指導及び支援を行うため、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携した支援システムを構築し、幼児期から成人期までのライフステージを見通した上での適切な教育を推進します。

### 【子どもと向き合う時間の確保】

子どもたちの学ぶ環境を考えたとき、最大の教育環境は「教師」に他なりません。教育における教員の存在や役割の重要性については多くを語るまでもありませんが、教員が多忙感にさいなまれることなく、ゆとりと愛情を持って子どもに接することができるよう校務などの効率化を図ります。

また、子どもと向き合う時間を確保するための支援策を講じます。

## 具体的施策③ 子どものリーダーシップをはぐくみます

山積する課題を解決し、将来に向けよりよい社会を構築するためには、各々が持てる能力を活用し、一つの目標に向かって努力していくことが重要です。そのために子どもたち一人ひとりの能力の優れている部分を見だし、それを最大限に伸ばす教育を進めます。併せて倫理観や価値観及び協働の精神を養うことはもちろんのこと、教科等の学習で発展的学習を一層推進するとともに、その一環として各種検定の受検などに積極的に取り組みます。

また、将来の日本をけん引する人材の育成に向けて、リーダーとしての資質・能力の育成を図ることを目的とした、仮称「狛江子ども未来塾」の開塾を目指します。そのためにも専門性を有する外部人材の教育活動への積極的な活用を図っていきます。

### 【主な取組】

- ・ 倫理観や価値観の涵養
- ・ 発展的学習の推進
- ・ 次世代をリードできる子どもたちの育成



◆教育目標3：すべての世代にわたる市民のための学習環境の整備

◆基本方針3：「地域の教育力」の向上と「社会教育活動」の推進

## 基本施策5 教育支援の輪を拡げていくための施策

社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校は様々な課題を抱えています。しかも、家庭や地域の教育力の低下の影響を受け、学校には幅広い役割が期待されるようになってきています。しかしながら、学校の取り組みにも限界があります。これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠となっています。このため平成18年に改正された教育基本法には、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定が新設されました。学校の本来の役割を整理するとともに、学校・家庭・地域の教育力をバランスよく機能させる状況を作り出し、学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上を目指します。

また、狛江市が現在強力に推進している市民参加、市民協働を通じて、社会教育が学び返しの仕組みを作ることにより、地域教育力を引き出すことが期待されます。今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

### 具体的施策① 安全・安心な教育環境を整備します

地域社会で子どもの安全・安心を確保し、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、また、地域の防犯に寄与するため、学校安全ボランティアの活動の支援やPTA連合会による「こどもかけこみ110番」事業への支援を行い、地域との連携を図りながら、安全・安心の確保に取り組んでいきます。

また、「いじめ」や「学級崩壊」により、安全・安心が守れない状況が生じることもあります。このような時に、一個人、一教師、一学級、一学校で対応することには限界があります。狛江市立学校全体及び教育委員会の行政あげて早期に対応できるよう取り組んでいきます。

#### 【主な取組】

- ・子どもたちの安全・安心の確保
- ・被害防止活動の推進
- ・学校施設や通学路の安全点検

## 具体的施策② 教育の質を高める教育環境を整備します

これからの学校には、保護者や地域の住民、近隣学校関係者、有識者等が一定の権限と責任を持ちつつ支援する重層的な仕組みが必要です。それぞれの学校の取り組み状況や学力向上、健全育成上の課題などについて協議することを通じて相互理解を深め、地域に開かれた学校づくりをさらに進めるとともに、学校評価組織の充実も図る必要があります。

また、各小・中学校では、町会、自治会、PTA、おやじの会、青少年育成を目的とする団体が中心となり、子どもたちのために地域のふれあいを深める様々な行事が行われています。学校と地域住民の連携や交流が持続的に行われることは地域の活性化にもつながります。学校、家庭、地域が連携を強化し、地域全体で子どもたちを育てる取り組みを推進します。

### 【主な取組】

- ・ 社会教育関係団体及び地域の諸団体との連携・協力
- ・ 第三者評価委員会の活用
- ・ 開かれた学校づくりの充実
- ・ 地域の教育力の向上

### ◎今後5年間に優先して取り組む重点項目

#### 【学校支援の仕組みづくり】

学校支援の担い手は自然発生的に生まれてくるわけではありません。現在、地域で青少年育成活動を担う団体や学校ボランティアとして活動する人々への支援のみならず、地域が学校を支援する仕組みづくりを推進します。

◆教育目標3：すべての世代にわたる市民のための学習環境の整備

◆基本方針3：「地域の教育力」の向上と「社会教育活動」の推進

## **基本施策6 すべての世代にわたる市民のための学習環境を整備する施策**

ふるさと狛江の伝統・文化を大切にし、すべての世代にわたる市民の学習（文化・スポーツ）に対する意欲に応じて、時代のニーズにあった学習環境を整備します。

公民館では、市民が身近に生涯学習に取り組むことができるよう多彩なプログラムを提供するとともに、市民が利用しやすい学習環境や活動環境の整備に努めます。

図書館は、引き続き情報提供施設として、市民に様々な情報を提供する機能の充実を図ります。また、新図書館建設の構想を検討していきます。

古民家園は、地域の多彩な人材により管理運営され、地域力によって支えられている施設であり、子どもたちの体験学習や子どもから高齢者までの異世代交流の場として活用されています。この古民家園の施設や運営の環境を整え、地域力の向上を図ります。

スポーツ・レクリエーションでは、狛江市体育協会や設立された総合型地域スポーツクラブを支援することで、子どもから高齢者までが、楽しく、気軽に文化・スポーツ活動に親しむ場の提供を図ります。

また、現在、建築中の狛江第二中学校体育館等は、地域への開放も視野に入れた施設です。学校施設を有効活用しつつ、文化・スポーツの振興を図ります。

今後、次のような施策を具体的に展開していきます。

### **具体的施策① 狛江の歴史の継承に努め、郷土への愛着を深めます**

市内に所在する各種文化財の調査や土木工事などによる遺跡の試掘調査や発掘調査を実施し、調査報告書として刊行することにより資料や情報の蓄積を図ります。

また、「狛江市史」発刊後、四半世紀が過ぎ、新たに史料の発見や研究成果などの蓄積が図られているので、新狛江市史の発刊を目指して編纂の作業を実施します。市内に継承されている郷土芸能である「祭ばやし」（市指定文化財）の保存・伝承や兜塚古墳（都指定史跡）と亀塚古墳などの保護管理、古民家園での体験学習などを通して地域文化の継承と発展を図ります。市内にある文化財のうち市にとって重要なものを狛江市文化財保護条例に基づき、その保存及び

活用を図るため、狛江市文化財に指定します。

#### 【主な取組】

- ・新狛江市史編纂事業の実施
- ・歴史遺産の保全
- ・古民家園の環境整備
- ・文化財の保存、管理とその活用

◎今後5年間に優先して取り組む重点項目

#### 【新狛江市史編纂事業の実施】

昭和60年に「狛江市史」を刊行してから既に四半世紀が過ぎ、この間、新たな史料の発見や研究成果などの蓄積が図られています。このような成果を踏まえながら、新「狛江市史」の刊行をめざして編纂作業を実施します。

### 具体的施策② 社会教育環境を整備します

社会教育施設として、公民館、図書館、体育施設があり社会教育事業・社会体育事業の振興に寄与しています。

社会教育施設の整備は、新図書館建設に伴い現在の図書館のスペースに青少年の居場所、古文書・文化財等の展示・保管施設の設置が予定されています。

また、既存施設については、中央公民館の耐震診断と耐震工事、市民総合体育館は、第68回国民体育大会開催のための施設改修工事が予定されています。各施設とも老朽化が進んでいるため、計画的な大規模改修が必要となっています。

#### 【主な取組】

- ・古文書、文化財等展示施設の設置
- ・既存施設改修工事の計画実施
- ・新図書館の建設

### 具体的施策③ 学ぶ意欲を高める事業の充実に努めます

公民館、図書館、体育施設及び学校施設は、市民のために役立つ学習支援・事業、地域スポーツ・レクリエーション活動の拠点としてその振興を図り、次代を担う子どもたちの育成と地域の活性化を推進します。

学校施設の社会教育への開放は、学校教育に支障のない範囲で行われ、社会教育施設とは違う配慮が求められます。

公民館は、人と人を結ぶ役割を担い、さらに地域住民の生活課題への取り組みを中心とした学習により、より良い地域づくりを目指します。優れた学習機会を身近に求めている市民のために、市民大学を発展させます。

また、公民館で活動している利用者同士や市民との交流の場として、実行委員会による「いべんと西河原」、「中央公民館のつどい」を更に充実させます。

図書館は、市民の要求に応じるため、施設の整備、図書館資料の充実に図り、特にシニア世代や障がい者の利用率を高めるための工夫をし、利用者のマナー低下に対する対策を講じます。

体育施設は、市民がそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむ」ことのできる施設としてその機能の充実に図るとともにスポーツの普及に努めます。

平成 25 年度に東京都で国民体育大会が開催され、狛江市では少年男子のバレーボール競技を実施します。大会を成功させるとともに、この国民体育大会を契機として、狛江市の益々のスポーツの普及・発展に寄与できるものと考えています。

#### 【主な取組】

- ・ 学校施設開放の推進
- ・ 公民館サービスの充実
- ・ 図書館サービスの充実
- ・ 地域における身近なスポーツの普及

## 用語の説明

頁	用語	説明
3	教育人口等推計報告書	教育行政上の諸施策を企画立案するために必要な基礎数値を得ることを目的とし、東京都教育委員会が昭和31年度から実施している統計調査の一つ。
6	新世代型学習空間	IT授業や少人数授業など、「学び」のかたちの変化に対応するため、普通教室や特別教室に続く第3の学習スペースとして整備される教室。校内LANなど情報に対応した設備を備え、移動間仕切りなど自由な空間構成等が可能な施設。
6	エコスクール化	太陽光発電や雨水利用など環境負荷の低減に寄与する設備を備え、環境教育に活用している学校。自然共生型としては、校庭の芝生化や屋上緑化など環境を考慮して環境されている学校。
9	中一ギャップ	小学校から中学校に進学することに伴い、学習内容の違いや生活リズムの変化に戸惑い、円滑な学校生活が送れなくなるなど教育課題となる現象。
9	小・中連携	義務教育の9年間を見通し、教育の目標・内容・方法等や児童・生徒の理解を深め、相互の連携を図ることにより、学校生活をより豊かにする取組。児童・生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野にたった教育活動の推進と児童・生徒に対する一貫性のある教育を目指す。
21	DV	<p>家庭内における暴力行為。また、恋人など近い関係にある者による暴力行為。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。</p> <p>※Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略</p>

23	アナフィラキシー	<p>即時型アレルギー反応の中で、もっとも重篤なもの。</p> <p>皮膚（じんましん）、粘膜（唇の腫れなど）、呼吸器（ぜん鳴など）、循環器（動悸、低血圧など）、消化器（嘔吐や腹痛）、神経（頭痛など）のうち二つ以上の重い症状が同時に起こったものがアナフィラキシーと定義されている。</p> <p>アナフィラキシーは、迅速かつ適切な処置や治療を行うことが必要。</p>
23	モアレ検査	<p>学校健康診断において、脊柱の疾病及び異常の有無を診察・検査を通して疾患の予防・早期発見に役立てるもの。</p>
25	キャリア教育	<p>明確な目的意識をもって人生を切り開くことができるよう、児童・生徒の発達段階に応じ、勤労観・職業観を身に付けることを目的に、学校教育において働くことの意義や尊さを理解させる教育。</p> <p>【文部科学省白書（平成 21 年）より抜粋】</p>
27	専門教育相談員	<p>臨床心理士や言語聴覚士の専門性を有し、児童・生徒、保護者等の来所相談・電話相談及び必要に応じた訓練等を実施し、その相談内容の解決に向けた支援を行う相談員。</p>
27	スクールカウンセラー	<p>児童・生徒を対象とした教育相談、カウンセリングの他、教員及び保護者への助言・援助等を行うカウンセラー。</p> <p>児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する臨床心理士などが配置されている。</p> <p>教員等、学校関係者と異なる立場から支援を行い、効果をあげている。</p>
27	適応指導教室	<p>不登校等の児童・生徒に対し、学校生活への復帰を支援することを目的に、在籍校と連携をとりながら学校以外の場所で個別カウンセリングや指導等を行うために設置した教室。</p> <p>※粕江市教育研究所内「ゆうゆう教室」</p>

27	スクールソーシャルワーカー	<p>社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者や教育と福祉両面において専門的な知識・技術を有する専門家で、教育現場で支援を行う者。</p> <p>問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等を担う。</p>
27	特別支援教育	<p>身体的又は知的障がいや発達障がいなど特別な支援が必要な子どもに対し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、教育的見地から適切な指導や必要な支援を行うこと。</p> <p>特別支援教育は、特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるもの。自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立つ。</p>
30	ティーチングアシスタント	<p>近隣の大学と提携し、教職を目指す大学生及び大学院生を市内の小・中学校に配置し、学校の教育活動の補助を行うことにより個別指導の充実を図る学校支援事業の一つ。</p>
30	小学校一部教科担任制	<p>小学校における教科担任制は、指導法の工夫として取り入れられている。教師の持つ専門性を生かし、教材研究を深めることにより、より指導の充実を図るもの。</p>
30	かけはしプロジェクト	<p>狛江市内の小・中連携推進事業の一環として平成18年度から実施しているプロジェクト。</p> <p>小学校から中学校への円滑な接続を図るため、教科指導における工夫の一つとして、小・中学校の教員が協同で教材研究、授業改善に取り組むとともに、小・中学校の児童・生徒の発達段階に応じた指導内容、指導方法の相互理解を図り、小・中学校の連携した教育実践を推進することを目的とした市内教員の研究組織。</p>
30	少人数教育	<p>確かな学力の定着を目指し、各学校の実情に応じた指導の工夫改善に対応するため、学級を分割し、東京都の加配教員や狛江市で採用した非常勤講師を配置して少人数での授業を行うもの。</p>



31	I C T教育	<p>コンピューターやネットワークなどの情報通信技術を活用して行う教科指導や情報管理、情報技術に関する教育。</p> <p>※Information and Communication Technology の略</p>
32	メディアリテラシー	<p>情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。</p>
34	A L T	<p>小学校における外国語活動、中学校における英語科の授業において、学級担任又は教科等担任教員の指導の下、チームティーチング等により授業の補助を行う外国語指導助手</p> <p>※Assistant Language Teacher の略</p>
35	発達障害	<p>自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。</p> <p>政令で規定される（発達障害者支援法）。</p>
35	特別支援教育コーディネーター	<p>各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うために校長に指名された教員を指す。</p>



# 資 料 編

## 1 狛江市教育振興基本計画策定委員会開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成22年7月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱</li> <li>・委員長・副委員長の選出</li> <li>・諮問</li> <li>・策定委員会設置の目的</li> <li>・狛江市教育振興基本計画(素案)の概要、位置付け、 範囲、期間について</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>
第2回	平成22年8月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育理念の検討</li> <li>・体系図の検討</li> </ul>
第3回	平成22年10月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目標の検討</li> <li>・基本方針の検討</li> <li>・基本施策の検討</li> </ul>
第4回	平成22年11月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策の検討</li> <li>・具体的施策の検討</li> </ul>
第5回	平成22年11月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策の検討</li> <li>・具体的施策の検討</li> </ul>
第6回	平成23年1月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狛江市教育振興基本計画(素案)の検討</li> </ul>
第7回	平成23年3月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育関係委員及び諸団体からいただいた意見の 取扱いの検討</li> <li>・パブリックコメントの意見の取扱いの検討</li> <li>・市民説明会による意見の取扱いの検討</li> <li>・狛江市教育振興基本計画答申案の検討</li> </ul>
答申	平成23年3月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狛江市教育振興基本計画答申</li> </ul>

## 2 狛江市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成22年 4月 12日  
教育委員会要綱第17号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育振興基本計画(以下「計画」という。)を円滑に策定するため、狛江市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会からの諮問に応じ、狛江市教育振興基本計画の策定に関し必要な事項について審査し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員14名をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育長
- (2) 教育委員 4名
- (3) 小学校長 1名
- (4) 中学校長 1名
- (5) 教育部長
- (6) 指導室長
- (7) 統括指導主事
- (8) 小学校PTA代表 1名
- (9) 中学校PTA代表 1名
- (10) 公募委員 2名

2 委員の任期は、委員の委嘱の日から委員会における審議結果を狛江市教育委員会に答申するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部指導室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

### 3 柏江市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

委員氏名	所属団体等	備考
中野洋二郎	教育委員会委員長	
中川信子	教育委員会委員長職務代理	
中村裕二	教育委員	
加川道英	教育委員	
本橋昇	教育長	
鈴木みどり	市立小学校長会	副委員長
斉藤茂好	市立中学校長会	委員長
栗山雅人	P T A連合会小学校代表	
住友和子	P T A連合会中学校代表	
黒澤まり子	公募市民	
西村吉雄	公募市民	
小泉一夫	教育部長	
松田孝	教育部理事兼指導室長	
吉田知弘	統括指導主事	

## 4 狛江市教育振興基本計画実務担当者会議設置要領

平成 22 年 7 月 5 日

教育長決裁

(目的)

第 1 条 狛江市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の補助組織として、狛江市教育振興基本計画実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 実務担当者会議は、教育振興基本計画の素案作成や資料作成等を行う。

(組織)

第 3 条 実務担当者会議は、次に掲げる課（室）の係長及び主査職にある者各 1 名をもって構成する。

- (1) 学校教育課
- (2) 指導室
- (3) 社会教育課
- (4) 公民館
- (5) 図書館

2 実務担当者会議に座長及び副座長を置き、座長及び副座長は委員の互選によって選出する。

3 座長は、実務担当者会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故のあるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 実務担当者会議の委員の任期は、教育振興基本計画の策定が終了するまでとする。

(会議)

第 5 条 実務担当者会議は、座長が招集する。

2 実務担当者会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 実務担当者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 実務担当者会議に関する庶務は、指導室において処理する。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、実務担当者会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要領は、教育長決裁の日から施行する

## 5 狛江市教育振興基本計画実務担当者名簿

構成区分	氏名	備考
学校教育課	宗像 秀樹	学事給食係長
社会教育課	植木 崇晴	国体準備担当 主査
公民館	岩崎 安男	事業係 主査
図書館	小川 守清	主幹（兼）図書サービス係長
指導室	中川 貴裕	指導教職員係長

## 6 市民説明会

### (1) 第1回

- 1 日 時 平成23年1月23日（日） 午前10時から
- 2 場 所 上和泉地域センター2階 講座室
- 3 出席者 市民 3名  
事務局 5名  
教育部理事兼指導室長、学校教育課長  
社会教育課長、公民館長、図書館長
- 4 内 容
  - ・開会のあいさつ
  - ・狛江市教育振興基本計画（素案）についての説明
  - ・質疑応答
  - ・閉会のあいさつ

### (2) 第2回

- 1 日 時 平成23年1月27日（木） 午後7時から
- 2 場 所 高架下会議室 103・104
- 3 出席者 市民 4名  
事務局 6名  
教育部理事兼指導室長、学校教育課長  
社会教育課長、公民館長、図書館長、図書館主幹
- 4 内 容
  - ・開会のあいさつ
  - ・狛江市教育振興基本計画（素案）についての説明
  - ・質疑応答
  - ・閉会のあいさつ



## 7 諸団体への説明会

### (1) 社会教育関係委員への説明会

- ・団体 社会教育委員、文化財専門委員、公民館運営審議会委員  
図書館協議会委員、スポーツ振興審議会委員
- ・日時 平成23年1月12日(水) 午後5時から
- ・場所 高架下103・104会議室
- ・出席者 委員 13名  
事務局 4名 教育部長、教育部理事兼指導室長、  
学校教育課長、社会教育課長

### (2) 狛江市民生委員児童委員協議会への説明会

- ・日時 平成23年2月16日(水) 午後1時30分から
- ・場所 こまえ正吉苑
- ・出席者 委員 34名  
事務局 1名 教育部理事兼指導室長

### (3) 育成連絡協議会への説明会

- ・日時 平成23年2月17日(木) 午後3時から
- ・場所 市役所4階特別会議室
- ・出席者 委員 14名  
事務局 1名 教育部理事兼指導室長

### (4) 特別支援教育当事者団体への説明会

- ・団体 狛江市手をつなぐ親の会、“ぱる”親の会、狛江市社会福祉協議会
- ・日時 平成23年2月21日(月) 午前11時から
- ・場所 市役所3階301会議室
- ・出席者 市民等 9名  
事務局 1名 教育部理事兼指導室長

## 8 パブリックコメント

- (1) 実施期間 平成23年2月1日～18日
- (2) 意見総数 5件(メール4件、窓口受付1件)

## 9 児童・生徒からの感想、質問、意見等のアンケート

- (1) 実施期間 平成23年2月1日～18日
- (2) 対象の学校 狛江市立小・中学校 全10校
- (3) 対象学年 小学校5年・6年生  
中学校1年・2年・3年生

### (4) 回答内訳

狛江市立小学校	5年生・6年生	199通
狛江市立中学校	1年生・2年生・3年生	152通

登録番号（刊行物番号）  
H22—44

狛江市教育振興基本計画  
平成23年3月発行

発行	狛江市教育委員会
編集	教育部 指導室
	狛江市和泉本町一丁目1番5号
	電話 03-3430-1111
印刷	庁内印刷
頒布価格	70円